

平成20年1月18日

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険「ディステーション」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、お客様の選択肢を広げるべく、変額個人年金保険の商品ラインアップを拡充することとし、平成20年1月21日(月)より全支店・出張所にて変額個人年金保険「ディステーション」(正式名称:運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005))(引受保険会社:三井住友海上メットライフ生命保険株式会社)の取扱いを開始いたします。

「ディステーション」の主な特徴は以下の通りです。

1. 資産運用の目標値を設定できる

ご契約時に、基本保険金額(一時払保険料相当額)に対する運用の目標値を、120%、130%、140%、150%の中から設定することができます。

2. 運用成果を自動的に確保できる

ご契約日より3年経過以後、積立金額が目標値に到達した場合、自動的に運用成果が確保され、年金の受け取りが開始となります。

受取方法は、確定年金、保証期間付終身年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付夫婦年金のいずれかから、お客様のライフプランに応じてお選びいただけます。また、年金受取にかえて一括で受け取ることもできます。

3. 運用期間満了時には年金受取総額で基本保険金額の105%を最低保証

目標値に到達せず、10年間の運用期間満了を迎えた場合は、積立金額が基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回っていても、年金を15年間受け取ることで、基本保険金額(一時払保険料相当額)の105%の年金受取総額の最低保証があります。

なお、年金受取満了までは特別勘定での運用が継続されるので、最終回の年金受取時に、残高がある場合には、加算して受け取ることができます。

万一、運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、運用実績にかかわらず、死亡保険金は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

「ディステーション」の商品概要につきましては別紙1を、留意点につきましては別紙2をご参照ください。

当社では、今後とも商品ラインアップの拡充を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力によりお客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

以上

変額個人年金保険新商品 商品概要

商品名		Destination (ディスティネーション)
全般	被保険者の契約年齢 (満年齢)	0歳～75歳
	契約形態	契約者、被保険者別人の取扱い可。 契約者は被保険者の2親等以内の血族または配偶者であること。 年金受取人は、契約者もしくは被保険者から指定。
	基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上 4億円以下(1万円単位)
	被保険者通算最高保険料	5億円 (三井住友海上メットライフ生命の変額商品を被保険者単位で通算)
	増額	取扱い無し
	解約・一部解約	取扱い有り
	クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象 申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込みの撤回 または契約の解除が可能。その場合、一時払保険料の全額を返金。
運用	積立(運用)期間	10年
	積立(運用)期間の延長	取扱い無し 積立(運用)期間の短縮の取扱い也没有。
	特別勘定 (資産配分比率)	バランスファンド1本(投資信託の名称:中央三井バランスVA40) ・国内株式20% ・国内債券30% ・外国株式20% ・外国債券30% 為替ヘッジは原則行いません。
年金	積立(運用)期間中の受取機能	取扱い無し
	最低保証	年金受取総額保証 (年金総額保証型特別勘定年金での15年間の年金受取により、年金受取開始日の基本保険金額に対して105%を最低保証) 年金総額保証型特別勘定年金額:受取開始日の基本保険金額の7%
	後継年金受取人指定制度	取扱い有り 指定範囲: 被保険者 被保険者の配偶者 年金受取人の配偶者もしくは、年金受取人の2親等以内の血族
目標設定	目標値	基本保険金額の120、130、140、150%(10%単位)の範囲で設定 (目標値を設定しないことも可)
	移行日	積立金が目標値に到達した日の翌日
	判定	契約日より3年経過以後、毎営業日判定
	年金支払開始日	目標値に到達した場合:移行日の1年後の応当日から年金受取を開始 目標値に到達しなかった場合:契約日から10年後の契約応当日
保険	死亡保険金	被保険者死亡時点の積立金 一時払保険料(基本保険金額)を最低保証
	災害死亡保険金	一時払保険料(基本保険金額)の10%を加算
	配偶者契約継続	取扱い無し
	遺族年金支払特約	年金受取人:死亡保険金受取人 年金種類:確定年金(年金受取期間:5、10、15、20、25、30年)
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%
	保険関係費	積立金額に対して年率2.50%
	資産運用関係費	年率0.268%程度(消費税込み:税抜き0.255%程度)
	解約控除率	契約日からの経過年数(1年～10年未満)に応じて4%～1%
	年金管理費	年金受取金額に対して1.0%

詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。

この保険のリスクと費用について

< この保険のリスク >

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしぐみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

< お客様にご負担いただく費用 >

この保険にかかる費用の合計額は、以下の「ご契約時の費用（「契約初期費用」）」、「積立（運用）期間中の費用（「保険関係費」「資産運用関係費」）」、および「年金受取期間中の費用（一般勘定で運用する年金種類：「年金管理費」、特別勘定で運用する年金種類：積立（運用）期間中と同様）」を足し合わせた金額となります。また、特定のご契約者には「解約控除」がかかります。

○ ご契約時

契約初期費用として、一時払保険料に対して 3 % を特別勘定への繰入前に控除します。

○ 特別勘定での運用期間中

保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.50 % / 365 を乗じた金額を毎日控除します。

また、資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.268 % 程度（消費税込） / 365 を乗じた金額を毎日控除します。

○ 一般勘定で運用する年金受取期間中

年金管理費として、年金受取金額に対して 1.0 % を年金受取開始日以後、年金受取時に責任準備金から控除します。

○ 解約・一部解約時

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて 4 % ~ 1 % を解約控除対象額（解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

< ご注意いただきたい事項 >

年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金での年金受取期間満了を迎えることにより保証されますので、年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取をした場合や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。